

# 司法官僚の経歴的資源～司法官僚に関する実体的研究の一事例として～

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学社会科学研究所 公開日: 2010-03-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 西川, 伸一 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/7196">http://hdl.handle.net/10291/7196</a>

《個人研究（2005年度～2006年度）》

司法官僚の経歴的資源  
～司法官僚に関する実体的研究の一事例として～

西川伸一☆

Reflections on “career resources” of judiciary bureaucrats

NISHIKAWA, Shin'ichi

はじめに

本稿では、「経歴的資源」という仮説的概念を用いて、司法官僚の実体分析を試みる。

まず、経歴的資源とはなにか。たとえば、2007年9月12日の安倍晋三首相（当時）の唐突な辞意表明を受けて、翌日の『朝日新聞』社説は「戦後生まれの52歳で当選5回、閣僚経験は小泉内閣での官房長官のみ」を安倍政権発足当初からの不安要因だったと指摘している。従来の自民党の政治文法からいえば、当選10回前後で重要閣僚を歴任した政治家が首相の有資格者であった。自民党の政治文法の破壊者となった小泉純一郎でさえ、首相就任時には当選10回と3回の閣僚経験があったのである。

すなわち、安倍は首相が備えるべき経歴的資源を著しく欠いていた。それが安倍の政権運営を稚拙なものにし、結局は彼が政権を投げ出す一因となったのではないか。あるいは、多くの大学で学長は学部長経験という経歴的資源をもっているであろうし、学部長には学部内の要職経験という経歴的資源を有する教員が就いていよう。

ここで、経歴的資源を暫定的に定義すれば、次のようになる。「将来のステップアップに有用と期待される経歴や過去の地位」である。そして、経歴的資源を重視する組織はよくいえば安定した組織であり、一歩間違えば硬直化した形式主義が支配する組織になる。

私がこのところテーマとしている司法官僚<sup>1)</sup>について、この経歴的資源という角度から切り込むことで、そのリアルな特徴を浮かび上がらせてみたい。

## 1 潮見仮説の再検討

法社会学者の潮見俊隆（1922-1996）はかつて、現職全裁判官の経歴調査から裁判官の二極分化傾向を

☆政治経済学部教授

仮説として主張した。すなわち、現場を離れ最高裁事務総局で司法行政に携わる裁判官と全国の裁判所を異動して裁判実務に従事する裁判官という二つのグループが、はっきり確認されるという<sup>2)</sup>。

しかも前者の場合、「〔最高裁事務総局の一引用者〕総長、次長、局長、課長は、それぞれ局長、課長、局付などの経験をへたものでなければ就任する可能性はほとんどない」<sup>3)</sup>と潮見は指摘する。言い換えれば、後者のグループに属する裁判官がキャリアの途中から前者のグループに「移籍」することはまずないのである。

そして潮見は、前者を「司法特権官僚」あるいは「新司法官僚」（「新」は戦前の司法省官僚の系譜につながるという意味）、後者を「裁判実務家」と称している<sup>4)</sup>。これに対して私は、すでに日本国憲法下での「新司法官僚」養成が60年に達していることから、前者を単に「司法官僚」とよび、「官」という言葉は裁判官の意識を規定する上で重要だと考えるので、後者を「実務裁判官」とよんでいる。

いずれにせよポイントは、事務総局各局の局付（正確には、局の下に置かれぬ課である秘書課と広報課に課付がある。また1963年4月まで事務総局に存在していた訟廷部には部付があった。煩瑣を避けるため、いずれも本稿では局付と総称する。）が課長への、課長が局長への、局長が事務次長への、事務次長が事務総長への経歴的資源となり、この仕組みで司法官僚が純粹培養されている現象を潮見が析出した点である。

この仮説は、裁判官経歴についてのその後の追跡調査から、「現実を正確に反映したものであることは、実証されていると思います」<sup>5)</sup>と今日でもその有効性が主張されている。

とはいえ、簡裁判事を含めれば3000人以上いる裁判官<sup>6)</sup>を二つにしか分類しないのは、相当おおざっぱな分け方に違いない<sup>7)</sup>。また、この二分法では経歴的資源と司法官僚について、せいぜい表1のような因果関係しか説明できないのではないか<sup>8)</sup>。

表1 潮見仮説による経歴的資源と司法官僚の因果関係

		経歴的資源 (B)			
		出身大学	局付	課長	局長
司法官僚 (A)	高裁長官	○	○	○	○
	局長	○	○	○	—
	課長	○	○	—	—
	局付	○	—	—	—
実務裁判官		△	×	×	×

\* 潮見(1967)に基づき、筆者が作成した。

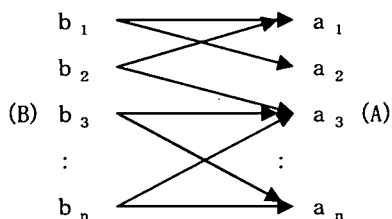
\*\* 「出身大学」とは、東大卒あるいは京大卒を指す。

\*\*\* たとえば、高裁長官になるには、東大卒あるいは京大卒、事務総局各局の局付、課長、局長という経歴的資源を必要とする、という意味である。

すなわち、「(A)になるには(B)を必要とする」としかいえない。図示すれば、「(B) → (A)」ということである。

しかし、(A) (B) とともにひとくくりにする以上に、もっと多様な中身があるのではないか。すなわち、(A : a<sub>1</sub>, a<sub>2</sub>, a<sub>3</sub>……a<sub>n</sub>) および (B : b<sub>1</sub>, b<sub>2</sub>, b<sub>3</sub>……b<sub>n</sub>) のように。そうであれば、司法行政幹部ポストに就く司法官僚とその経歴的資源にはもっと複雑な因果関係があるのではないか。この仮説を図示すれば、次のとおりである。

《本稿の仮説》



そこで本稿では、裁判官の経歴的資源とみなす要素をより細かく設定し、それに基づいて、従来の司法官僚と実務裁判官という二つのカテゴリーに合計七つの下位区分を設ける。一方で、司法行政幹部ポストについては、事務総局人事局長、総務局長などという個別のポストに着目する。その上で、それぞれの司法行政ポストには、七つの下位区分のどこに属する裁判官が就任しているかを数量的に表示する。

こうして、裁判官の経歴的資源と司法行政幹部ポスト各々との因果関係を把握し、さらにはそれによって各ポストの性格や軽重を明らかにしたい<sup>9)</sup>。その際、「ミスター司法行政」との異名をとる元最高裁長官・矢口洪一（1920-2006）の証言<sup>10)</sup>を、いわば補助線として参考にする。

## 2 裁判官のグループ分け指標

潮見仮説にもあるとおり、司法官僚としてのキャリアの出発点は、最高裁事務総局各局の局付判事補になることである。そして、局付になれるかどうかの選別は、すでに司法修習生時代にはじまっている。司法研修所の裁判官教官が「よくできる、若い、素直な人たち」に任官を勧める。「よくできる」には司法研修所での成績や東大卒・京大卒という学歴も含まれる。これが原点的な経歴的資源となる<sup>11)</sup>。

裁判官教官の目になかった任官者たちの初任地は、東京地裁など大都市の地裁である。彼らはここで、所属する部の総括判事（裁判長）から2回目の選別を受ける。ここでも「できる」と判定された者が、初任あけの任地で晴れて局付となるのである<sup>12)</sup>。裁判実務を離れ、司法行政事務のイロハを学ぶことになる。その具体的な仕事について矢口は、大蔵省との折衝、予算要求、定数の要求、国会に対する資料づくりなど「いろいろなことをやる」と述べている<sup>13)</sup>。

この局付判事補を2年務めたのち、彼らは再び裁判現場に戻され、さらに順調な評価を得れば、判事になる1回目の再任のあと事務総局各局の課長、あるいは司法研修所教官というエリートポストに就き、経歴的資源を蓄積する。また、「事務総局で、いい人材を養成しなければいけませんから、何人かは異動の機会に拾い上げます」<sup>14)</sup>という矢口の言葉にもあるとおり、初任あけでなくとも現場から局付に引き

上げられたり、局付の経験なしに課長になる場合もある。

このように早い時期に司法行政ポストを経験させる理由について、矢口は「地方の本庁や支部に置いたのでは、結局、玉を磨いたことにはならない。非常に視野が狭くなってしまふ。ずっとあとになって、行政に持って来ても遅い」<sup>15)</sup>と説明している。裁判ばかりやっていると視野が狭くなるというのは、「裁判しない裁判官」だった矢口の持論である。矢口は裁判実務のみに携わる裁判官たちのことを「度し難い愚か者ども」とさえいい放っていた<sup>16)</sup>。

その当否はともかく、局付、課長という経歴的資源が裁判官をグループ分けする重要な指標となることはいままでもない。本稿では、事務総局局付・課長勤務の有無でまず裁判官をS級とA・B級に分ける。すなわち、S級は司法官僚グループに、A級とB級は実務裁判官グループに対応する。

さらにS級を三つに下位区分する。その際、事務総局各局の官房事務部局と事件関係事務部局という区分けに着目する。

事務総局には秘書課、広報課、情報政策課、総務局、人事局、経理局、民事局、刑事局、行政局、および家庭局の3課7局が置かれている。これらのうち、秘書課、広報課、情報政策課、総務局、人事局、および経理局は官房事務部局であり、民事局、刑事局、行政局、および家庭局は事件関係事務部局である。

各局の位置づけについて、矢口は「一般的には、事件局は細かな通達を書いたり、細則的なルールを作ったりしているだけなんです。……どうしても無視できないのは、人事局と経理局です」<sup>17)</sup>と指摘している。あるいは「総局で本当に必要なのは、長官、事務総長、事務次長、それから総務・人事・経理の各局長、それと秘書課長です」<sup>18)</sup>とも語っている。

ちなみに、秘書課長と広報課長、民事局長と行政局長は兼務するのが慣例となっている。従って、事務総局の幹部として実際には2人の課長と6人の局長がいる。彼らの上に事務総長と事務次長がいる。さらに審議官が必要に応じて置かれる。

さて、上記の矢口の発言から、同じ局付や課長でもそれが官房事務部局か事件関係事務部局かで経歴的資源としての重みが異なることが推測される。そこで、局付・課長それぞれに官房局・事件局の区分を設けることにする。そして、この官房局の局付と課長の両ポスト経験者を最上位のS級1班とする。この制約をはずして局付と課長をいずれも経験した者をS級2班、局付と課長のどちらかを経験した者をS級3班に分類する。(前記の訟廷部は事件関係事務部局に含まれると考え<sup>19)</sup>、同部の部付・課長は事件局の局付・課長と同格とした。)

また、事務総局勤務がない者をA級・B級と二つに分けた。A級は大都市地裁・高裁勤務が長い恵まれた裁判官たち、B級はそれ以外の裁判官たちである。さらにA級を下位区分する指標として、事務総局課長とともに「三冠王ポスト」といわれる最高裁調査官や司法研修所教官として勤務経験、および判検交流で行政官庁に出向した経験の有無を用いる。いずれも経歴的資源としての価値は大きい。一方、B級の下位区分としては、部総括判事(裁判長)の経験の有無を指標とする。B級2班では部総括になれないのみならず、冷遇の象徴である「支部めぐり」に出される者も少なくない<sup>20)</sup>。

まとめると表2のとおりになる。

表2 級班分類とその区分の指標

級	班	区分の指標
S	1	事務総局官房事務部局の局付と課長をいずれも経験した者
	2	局付と課長をいずれも経験した者
	3	局付と課長のどちらかを経験した者
A	1	最高裁調査官、司法研修所教官ないし判検交流を経験した者
	2	上記以外で大都市地裁・高裁勤務の長い者
B	1	上記以外で部総括の経験のある者
	2	上記以外で部総括の経験のない者

次に、裁判官が就任する司法行政ポストの中で重要なものとして、最高裁事務総局の局長(6ポスト)、司法研修所長(1)、高裁長官(8)、関東・東京と大阪の地(家)裁所長(11)<sup>21)</sup>、さらには高裁事務局長(8)の合計34ポストを選んだ。そして、個別のポストについて、歴代就任者の経歴的資源を集計して、各ポストの位置づけを割り出すことにした。

より具体的には、日本国憲法下での司法修習終了者の中で、これらポストの歴代就任者を2007年8月末日に至るまですべて調べた<sup>22)</sup>。その上で、各人の経歴的資源を上記の区分で分類し、各級班ごとの数を累計した。調査対象となった裁判官の総数とその級班別集計数および各区分のパーセンテージを示したのが、表3である。

表3 重要な司法行政ポストに就任した裁判官の級班別集計数

総数	S1	S2	S3	A1	A2	B1	B2
262	19 (7.3)	43 (16.4)	52 (19.9)	90 (34.3)	58 (22.2)	0 (0)	0 (0)
	114 (43.5)			148 (56.5)		0 (0)	

\* ( )は%で、小数点第2位を四捨五入。

\*\* 典拠資料は注22のとおり。以下、同じ。

このように、当然のことながらB級からの司法行政幹部ポストへの抜擢例は皆無である。また、上記の司法行政幹部ポストを、高裁長官、事務総局局長・司法研修所長、関東・東京と大阪地(家)裁所長、高裁事務局長と4分類して、それぞれを級班別に集計すると、これら4分類のおおまかな傾向をうかがい知ることができる(表4参照)。

表4 司法行政ポスト4分類ごとの級別別集計数

	S1	S2	S3	A1	A2
高 裁 長 官	10	35	34	33	18
局 長 ・ 所 長	19	31	16	8	2
地 家 裁 所 長	15	44	46	65	21
高 裁 事 務 局 長	5	4	14	26	40

\* 全体の合計数が表3の総数と合わないのは、重複して就任した者がいるためである。

すなわち、事務総局局長および司法研修所長ポストはほぼS級、言い換えれば司法官僚によって独占されている。この点では、潮見仮説の妥当性がほぼ主張できよう。一方、高裁長官では約4割がA級からの就任であるので、ここでは潮見仮説は必ずしもあてはまらない。高裁事務局長になるとA級2班、つまり実務裁判官からの就任者が最も多い。

加えて、すでに述べたとおり、原点的な経歴的資源として出身大学という要素も見落とすことができない(表5参照)。

表5 司法行政ポスト4分類ごとの出身大学別集計数

	東大	京大	国公立大	私大
高 裁 長 官	74	36	11	3
局 長 ・ 所 長	46	18	2	2
地 家 裁 所 長	106	37	22	15
高 裁 事 務 局 長	29	17	15	16

\* 全体の合計数が表3の総数と合わないのは、重複して就任した者がいるためである。

東大偏重は一目瞭然となる。高裁事務局長に至ってようやく私大出身者が東大出身者の半分を上回る。以下ではより踏み込んで、各司法行政幹部ポストとその就任者の経歴的資源をクロスさせて、それぞれのポストの位置づけを明確していく。

### 3 最高裁事務総局局長ポスト

表6および表7に従って、事務総局局長6ポストを個別にみることにする。

表6 事務総局局長等の経歴的資源

局長等 (総数)	経歴的資源									その後の経歴					
	出身大学				級 班 別					局長	局長等	次長	総長	高裁 長官	最高裁 判事
	東大	京大	国公立大	私大	S1	S2	S3	A1	A2						
人事局長(9)	7	2	0	0	7	2	0	0	0	4	2(2)	7	5	7	4(1)
総務局長(12)	6	4	0	0	2	8	2	0	0	2	4(3)	1	2	6	5(1)
経理局長(9)	8	1	0	0	3	3	2	0	1	2	0(0)	3	3	7	3(2)
民事局長兼 行政局長(13)	6	6	0	0	3	4	5	1	0	0	5(0)	3	3	8	3(1)
刑事局長(11)	6	0	1	1	0	4	3	4	0	0	5(4)	0	0	4	1(1)
家庭局長(10)	5	2	1	1	1	7	1	0	1	0	1(0)	0	0	3	0
司法研修所長 (12)	8	3	0	1	3	3	3	3	0	9	0(-)	0	0	9	4(2)
(76)	46	18	2	3	19	31	16	8	2						

\* 総数と「経歴的資源」欄の「出身大学」の合計数が合わないのは、出身大学不明の者がいるためである。以下、同じ。

\*\* 「経歴的資源」欄の「局長」とは、当該事務総局局長に就任する前に他局局長に就いた者の人数を示す。

\*\*\* 「その後の経歴」欄の「次長」で、「民事局長兼行政局長」が「3」となっているのは、同局長から直接に次長になったわけではなく、官房局の局長を経由したという意味である。

\*\*\*\* 「その後の経歴」欄の「局長等」には、事務総局局長に司法研修所長を含み、同所長就任者の数を（ ）内に内数で示した。

\*\*\*\*\* 「最高裁判事」の（ ）内は最高裁長官到達者で内数。以下、同じ。

表7 事務総局局長等の重複就任関係

(総数)	人事局長	総務局長	経理局長	民事局長兼 行政局長	刑事局長	家庭局長	司法研修 所長
人事局長(9)	—	1	0	2	1	0	2
総務局長(12)	1	—	0	2	0	0	3
経理局長(9)	0	0	—	1	0	1	0
民事局長兼 行政局長(13)	2	2	1	—	0	0	0
刑事局長(11)	1	0	0	0	—	0	4
家庭局長(10)	0	0	1	0	0	—	0
司法研修所長 (12)	2	3	0	0	4	0	—

\* たとえば、「人事局長」と「総務局長」のクロスするセルでの「1」とは、総務局長就任後に人事局長に就任したという意味である。「総務局長」と「人事局長」のクロスするセルでの「1」でも同じこと示している。「行」でみて網かけのセルが多いポストは格下に、「列」でみて網かけのセルが多いポストは格上であることが推測される。以下、同じ。

### ア) 官房事務部局長

#### 【人事局長】

9名中S級1班が7名、S級2班が2名である。すなわち、全員が局付および課長ポストの両方を歴任している。しかも、7名のS1が示すように、局付、課長とも官房事務部局での勤務が圧倒的である。官



房局で局付・課長を務めることが、人事局長への必須の経歴的資源なのである。また、S級2班の2名のうち、堀籠幸男・現最高裁判事は最高裁調査官と内閣法制局幹部（判検交流）を経験している。もう1名の大谷直人（現職）は「三冠王ポスト」すべてに就いている。いずれも官房局で課長を務めていることも併せれば、両者はS級1班並みの経歴的資源を備えているといつてよい。

また、9名中4名が他の局長から横滑りし、2名はやはり要職の秘書課長兼広報課長から昇格している。人事局長には、他の局長ないしはそれに次ぐポストで修行を積んだ者がふさわしい、というわけである。局長の重複就任関係については、表7に示した。

人事局長の後に他の局長に転じた例はない。これは人事局長が局長としての最上位ランクであることを示唆している。1名（金築誠志〔S1・現大阪高裁長官〕）をのぞいて全員が事務次長に出世している（ただし、金築も司法研修所長へ栄転）。さらに、事務次長に進んだ者は、1名（桜井文夫〔S1・東京高裁長官で定年退官〕）を例外として、関東・東京の地家裁所長を経て事務総長へ進むことになる（ただし、堀籠は次長から地家裁所長を経ずに総長。前任者の山崎敏充〔S1〕は2008年1月26日の最高裁人事で、事務次長から千葉地裁所長に転出）。加えて、現職者と前任者をのぞく7名全員が高裁長官となり、しかもうち6名は最高裁判事の待機ポストである東京高裁長官か大阪高裁長官となった。その結果、4名が最高裁判事の座を射止めている。

これらのことから、人事局長をその後への経歴的資源という面からとらえれば最重量級の価値があるといえよう。人事局長は事実上の事務総局筆頭局長なのである。「司法行政は、ほとんど人事が中心です」<sup>23)</sup>という矢口（S1・最高裁長官で定年退官）の言葉を裏付けている。

#### 【総務局長】

最高裁事務総局分課規程の上での筆頭局は総務局である。歴代総務局長12名中S級1班が2名、S級2班が8名、そしてS級3班が2名である。局付では事件関係事務部局の方が目立ち、課長では官房・事件局間での偏りはみられない。他の局長から横滑りは従来なかった。ところが、直近では2名（園尾隆司〔S2・現静岡地裁所長〕と高橋利文〔S3・現職〕）が事件局である民事局長兼行政局長から転じている。他の局長への横滑りは大西勝也（S1・最高裁判事で定年）が人事局長に転じた1例だけである。

総務局長就任後は地家裁所長に出される。ただし、必ずしも関東・東京の地家裁とは限らない。この点が人事局長とは違う。その後は、物故者と依願退職者の2名以外はすべて高裁長官になってきた。現在、2名がその待機中のポストにいと考えられる<sup>24)</sup>。最高裁判事には5名が到達している。ただこれは、後述のとおり総務局長が経歴的資源となっているというより、別の理由であろう。矢口は先に引いた発言で「どうしても無視できない」局として、総務局は挙げていない。

#### 【経理局長】

9名中S級1班が3名、S級2班が3名、S級3班が2名、そしてA級2班が1名（原田直郎・大阪高裁長官で定年退官）である。その原田は、大阪高裁事務局長という有力な経歴的資源をもち、事務総局家庭局長から横滑りしている。課長経験者8名のうち官房局課長が7名である。官房局課長勤務経験が経理局長就任の経歴的資源となっている。

他の局長から横滑りは2名（原田と川寄義徳〔S3・東京高裁長官で定年退官〕）がいるが、いずれも事件局の局長からである。4名は秘書課長兼広報課長からの昇格者である。これは経理局長に人事局長に準じる重みを与えている。従って、他局長への横滑りはなく、人事局長と同様に局長としての出世のフェイナルステップになっている。その後は地家裁所長から高裁長官に栄転するのが常であった。しかも、A級の原田以外は全員が東京高裁長官に達している。また、A級の原田以外はみな関東・東京の地家裁所長となり、うち4名が甲府地・家裁所長になっている点が目立つ。ところが、竹崎博允（S3・現東京高裁長官）は地家裁所長を経ずに高裁長官となる異例の扱いを受けた。前任者の大谷剛彦（S1・現事務総長）も地家裁所長には出なかった。

経理局長経由でこれまでに最高裁判事になった者は3名である。

官房事務部局3局長の歴代就任者についての吟味から、その事実上の格付けは人事局長>経理局長>総務局長となっていることがわかった。また、これら3局長の出身大学はみごとに全員が東大か京大である。これも官房部局局長就任の経歴的資源となっていよう。

## イ) 事件関係事務部局局長

### 【民事局長兼行政局長】

13名中S級1班が3名、S級2班が4名、S級3班が5名、そしてA級1班が1名である。他の局長からの横滑りはなく、13名全員が初任の局長である。準局長クラスの秘書課長兼広報課長および情報政策課長からの昇進者が3名いる。官房局局長への横滑り5名がやや目を引く。これは単なる横滑りではなく、官房局長へ事実上出世したとみなすべきである。また、依願退官した石垣君雄（S3）以外は地家裁所長を経て高裁長官になっている。現在、2名がその待機中のポストにいると考えられる（園尾は注24で述べた理由から、待機中とはみなさなかった）。

最高裁判事には3名が到達しているが、うち2名は人事局長経由である。純粹に民事局長兼行政局長から最高裁判事になったのは1名（今井功〔S2・現職〕）だけである。しかし、今井がその後に首席調査官に就いていることが大きく（後述）、民事局長兼行政局長が最高裁判事への経歴的資源となったわけではない。

### 【刑事局長】

11人中S級1班はゼロ、S級2班が4名、S級3班が3名、そしてA級1班が4名である。6局長の中で唯一S級1班が一人もいない。一方で他の局長ではA級1班は例外的だが、刑事局長に限っては一般的である。また、S級7名のうち6名は刑事局に局付・課長として勤務している。刑事司法行政のエキスパートを局として養成しているのである。このことは、11名中8名が司法研修所教官としての勤務経験をもっていることにも関係しよう。

他の局長からの横滑りはなく、11名全員が初任の局長である。秘書課長兼広報課長からの昇格者は2名いる。他の局長への横滑りは前任者の大谷直人が人事局長となった1例だけである。一方、司法研修

所長への栄転が4例もある。物故者1名と柳瀬隆次（A1・東京高裁部総括で定年退官）以外は地家裁所長を経て高裁長官になっている。現在、4名がその待機中のポストにいて考えられる。最高裁判事には現長官の島田仁郎：S2を含めて2名がなっている。いずれも司法研修所長経由である。後述のように、最高裁判事への経歴的資源としては、司法研修所長の方がより重要である。

これまでみてきた4局長は就任者全員が東大卒あるいは京大卒だった。これに対して、刑事局長には東北大卒の千葉和郎（S3・名古屋高裁長官で依頼退官）、中大卒の小野幹雄：A1が就いている。わけても小野は、私大卒のA級1班でありながら、最高裁判事にまで上りつめた。ただし、直近では7名連続で東大卒が就任している。

#### 【家庭局長】

10人中S級1班が1名、S級2班が7名、S級3班が1名、そしてA級2班が1名（原田）である。原田の経歴的資源は経理局長のところで述べた。

歴代家庭局長も刑事局長就任者と同様の傾向がある。すなわち、原田と現職者の二本松利忠（S3）のぞく全員が、事件局の局付と課長では家庭局に勤務している。家裁調査官研修所教官経験者も3名いる。家庭局は家事司法行政の専門家養成機関といえよう。それゆえ、家庭局長後のポストは家裁所長である。

他の局長からの横滑りはなく、10名全員が初任の局長である。秘書課長兼広報課長からの昇格者はいない。これは家庭局長に限った現象である。他の局長への横滑りは原田が経理局長となった1例だけである。

他の局長経験者と比べて際だっているのは、家庭局長経験者が必ずしも高裁長官になっていない点である。家庭局長は高裁長官への経歴的資源としては弱い。さらに、最高裁判事になった者もない。一方で、家裁所長を最後に依頼退官した者が3名いる。出身大学の面では東大・京大以外に2名いる（名古屋大卒の山田博〔S2・浦和家裁所長で依頼退官〕と中大卒の木村要〔S2・千葉家裁所長で依頼退官〕）。

事件関係事務局4局長はいずれもすべて初任の局長であった。そこで、前述の官房局3局長の格付けに、事件局4局長のそれを加えれば、次のようになろう。人事局長>経理局長>総務局長>民事局長兼行政局長>刑事局長>家庭局長。そして、家庭局長以外の局長経験者はほぼ例外なく高裁長官まで達する。一方、出身大学では刑事局長、家庭局長になると、他の国立大（東北大、名古屋大）と私大（中大）卒の者がいる。

## 4 最高裁判事への経歴的資源

### ア) 事務次長・事務総長

事務総局各局長の上に事務次長、事務総長があり、その先には高裁長官、最高裁判事さらには最高裁長官という裁判官出世のゴールがある。

人事局長経験者が1名をのぞいて全員事務次長に昇進していることは、すでに述べた。表6の「その

後の経歴」に明らかなように、局長経験者のうち官房局局長経験者のみが事務次長に就任している。事件局局长からは直接事務次長に上がれない。ここからも、前者の優位、後者の劣位が認められる。

そして、事務次長は桜井をのぞいてみな事務総長に昇進している。一方、事務次長を経ずに事務総長になった例は3例あり、うち千種秀夫（最高裁判事で定年退官）はA級1班である。ただし、判検交流で法務省に検事として長く勤務している。法務省での最終到達ポストは民事局長である。これは後述のとおり最高裁判事への有力な経歴的資源である。

いずれにせよ11名の事務総長経験者のうち7名が最高裁判事になっている（表8参照）。現職者、前任者もその途上にあると考えれば、事務総長経験者はまずまちがいなく最高裁判事の座が約束されているといえる。

表8 歴代事務総長の経歴的資源とその後の経歴

氏名	出身大学	級班	任	免	その後の経歴
矢口 洪一	京大	S1	1980.3	1982.11	東京高裁長官→最高裁判事→最高裁長官→定年退官
勝見 嘉美	東大	S1	1982.11	1986.1	名古屋高裁長官→依願退官
草場 良八	東大	S2	1986.1	1988.2	東京高裁長官→最高裁判事→最高裁長官→定年退官
大西 勝也	東大	S1	1988.2	1989.11	東京高裁長官→最高裁判事→定年退官
川崎 義徳	京大	S3	1989.11	1992.2	大阪高裁長官→東京高裁長官→定年退官
千種 秀夫	東大	A1	1992.2	1993.9	最高裁判事→定年退官
金谷 利広	京大	S2	1993.9	1996.11	東京高裁長官→最高裁判事→定年退官
泉 徳治	京大	S1	1996.11	2000.3	東京高裁長官→最高裁判事
堀籠 幸男	東大	S2	2000.3	2002.11	大阪高裁長官→最高裁判事
竹崎 博允	東大	S3	2002.11	2006.6	名古屋高裁長官→東京高裁長官
大谷 剛彦	東大	S2	2006.6	○	

### イ) 司法研修所長

事務総長と同格に近いとみられるポストが、司法研修所長である。表6のように12名中9名までが局長を経て就任している。つまり、司法研修所長になるには事務総長とほぼ同じ経歴的資源を必要とするのである。次のステップも事務総長と同様に高裁長官であり、12名中9名が直後に高裁長官になっている。残る3名のうち現職者をのぞく2名（沖野威〔A1・名古屋高裁長官で定年退官〕と金築）は、東京地裁所長を経て高裁長官に上がっている。後述するが、東京地裁所長の経歴的資源としての価値は東京・大阪以外の高裁長官のそれに匹敵する。高裁長官の後は4名が最高裁判事に、さらにうち2名が長官にまで達している。

## ウ) 最高裁判事への四つのライン

ここで、最高裁判事への出世パターンをまとめれば、いわば本線として、S級1班ないしS級2班所属→事務総局官房事務部局局長→事務次長→主に関東・東京の地家裁所長→事務総長→東京高裁長官というラインが指摘できる(事務総長ライン)。一方、別線には、S級2班ないしS級3班所属→事務総局局長→主に関東の地家裁所長→東京高裁部総括→司法研修所長→大阪高裁長官というラインが浮かび上がる(司法研修所長ライン)。A級1班ながら司法研修所長に就いた小野も大阪高裁長官から最高裁判事に就いた。堀籠だけが、本線に乗りながらも大阪高裁長官から最高裁判事になっている。別線では山口繁(S3)のみが福岡高裁長官から最高裁判事に達した。

矢口が最高裁判事に就いて以降、職業裁判官枠<sup>25)</sup>で最高裁判事になった者は直近の近藤崇晴までで23名になる。これを上記の分類にあてはめると、本線6名(矢口[S1]、草場良八[S2]、大西[S1]、金谷利広[S2]、泉徳治[S1]、堀籠[S2])、別線4名(小野[A1]、山口[S3]、島田[S2]、涌井紀夫[S2])となる(下線は長官に達した者)。大内恒夫(S2)と町田顕(S2)には事務総長経験はないが、それ以外の本線ポストはすべて満たしているため、彼らは準本線と考えてよい。

それ以外の11名では、首席調査官ラインというべきグループが6名(可部恒雄[S3]、三好達[S2]、北川弘治[S3]、上田豊三[S2]、今井[S2]、近藤[S2])いる。最高裁には15名の最高裁裁判官の事件処理を補佐するスタッフとして、30名程度の最高裁調査官が存在する。従って、このポストは司法行政ポストではないものの、訴訟指揮など裁判官としての職務からははずれている。中堅クラスのエリート裁判官がこれに任じられる。そのトップが首席調査官である。

可部以降の歴代首席調査官が全員最高裁判事に就いていることは、強調されよう(表9参照)。最高裁判事への最有力の経歴的資源なのである。しかも、首席調査官離任後は関東の地家裁所長に出ることはなく、いきなり高裁長官ないしは東京地裁または東京家裁の所長になる。それゆえ、首席調査官は事務総長や司法研修所長に準じたキャリアパス上の位置づけといえる。

表9 最高裁首席調査官歴代就任者

氏名	出身大学	級班	任	免	最終到達ポスト
西村 宏一	東大	S2	1979.3	1982.5	福岡高裁長官
井口 牧郎	東大	S3	1982.5	1984.2	名古屋高裁長官
可部 恒雄	東大	S3	1984.2	1987.5	最高裁判事
三好 達	東大	S2	1987.5	1990.5	最高裁長官
北川 弘治	名古屋大	S3	1990.5	1994.12	最高裁判事
上田 豊三	東大	S2	1994.12	1998.3	最高裁判事
今井 功	京大	S2	1998.3	2002.2	最高裁判事
近藤 崇晴	東大	S2	2002.2	2005.12	最高裁判事
千葉 勝美	東大	S1	2005.12	○	

現在、最高裁判官のうちの職業裁判官出身枠は、本線2（泉、堀籠）、別線2（島田、涌井）、そして首席調査官ライン2（今井、近藤）と分け合っている。

また、いまは消えているラインに法務省民事局長ラインがある。判検交流で長く法務省に勤務し、同省民事局長を最後に再び裁判官に転官し、地裁所長→高裁長官→最高裁判事と上る。香川保一（A1）、貞家克己（A1）、千種（A1）、藤井正雄（A1）の4名がこれにあたる（千種は事務総長も経ている）。

残る1名の四ッ谷巖（S3）はS級ながら東京勤務の刑事裁判官として長く裁判実務に携わってきた。「三冠王ポスト」、判検交流、さらには局長という経歴的資源をもたない。4ラインのどれにも属さない例外である。

## 5 高裁長官ポスト

高裁長官は最高裁長官をのぞけば司法行政上の最高ポストである。加えて、最高裁判事への待機ポストでもあり、職業裁判官出身枠でなった最高裁判事は矢口以降では、その就任前はすべて高裁長官の職にあった。すでにみたように、事務総局局長経験者は家庭局長をのぞけばほぼ全員が、その後に高裁長官となっている。

とはいえ、高裁長官には8ポストある。そこに序列や特徴はないのであろうか（表10および表11参照）。

表10 高裁長官の経歴的資源

高裁長官 (総数)	経歴的資源												その後の経歴		
	出身大学				級別					局長等	事務次長	事務総長	高裁長官	高裁長官	最高裁判事
	東大	京大	国公立大	私大	S1	S2	S3	A1	A2						
札幌高裁 (15)	9	2	3	1	1	5	1	4	4	2(2)	0	0	0	3	2(1)
仙台高裁 (16)	10	5	1	0	0	5	7	4	0	6(0)	0	0	0	7	2(1)
東京高裁 (17)	11	6	0	0	5	7	4	1	0	13(11)	6	7	12	0	10(4)
名古屋高裁 (18)	10	6	2	0	1	5	4	6	2	7(3)	2	2	9	3	2(0)
大阪高裁 (14)	7	6	0	1	2	4	3	3	2	10(6)	2	2	7	1	7(2)
広島高裁 (18)	12	5	0	1	1	2	5	6	4	2(2)	1	0	4	7	3(0)
高松高裁 (15)	4	9	2	0	0	2	3	4	6	1(0)	0	0	0	5	0(0)
福岡高裁 (17)	11	3	3	0	0	6	6	5	0	7(3)	0	0	3	6	5(1)
(130)	74	42	11	3	10	36	33	33	18						

\* 「経歴的資源」欄の「局長等」は、事務総局局長に司法研修所長を含む。また、「局長等」で同一人物が局長と司法研修所長の両方を経験している場合も「1」とカウントとした。

\*\* 「経歴的資源」欄の「局長等」の（ ）内は官房局局長数で内数。

\*\*\* 「経歴的資源」欄の「高裁長官」とは、当該高裁長官に就任する前に他の高裁長官に就いていた者の人数を示す。

表11 高裁長官の重複就任関係

(総数)	札幌高裁	仙台高裁	東京高裁	名古屋高裁	大阪高裁	広島高裁	高松高裁	福岡高裁
札幌高裁(15)	—	0	3	1	1	0	0	1
仙台高裁(16)	0	—	1	4	2	1	0	1
東京高裁(17)	3	1	—	3	1	2	0	2
名古屋高裁(18)	1	4	3	—	0	0	2	3
大阪高裁(14)	1	2	1		—	4	0	1
広島高裁(18)	0	1	2	0	4	—	3	1
高松高裁(15)	0	0	0	2	0	3	—	0
福岡高裁(17)	1	1	2	3	1	1	0	—

\* たとえば、「東京高裁長官」と「札幌高裁長官」のクロスするセルでの「3」とは、札幌高裁長官就任後に東京高裁長官に就任したという意味である。「札幌高裁長官」と「東京高裁長官」のクロスするセルでの「3」でも同じことを示している。

### ア) 東京高裁長官・大阪高裁長官

#### 【東京高裁長官】

裁判所法の上では、高裁長官という官職に序列はなく、いずれも同格の認証官である。ところが、裁判官の報酬等に関する法律は、俸給月額として最高裁長官>最高裁判事>東京高裁長官>他の高裁長官>判事1号から判事8号というランクを定めている。すなわち、報酬面では東京高裁長官が他の7人の高裁長官よりワンランク上に位置づけられる。東京高裁長官に必要な経歴的資源をみても、高裁長官の中での東京高裁長官の別格性は裏付けられる。

17名中でS級1班が5名、S級2班が7名、S級3班が4名、そしてA級1班が1名である。S級の経歴的資源がなければ到達しえないポストといえよう。他の高裁長官からの横滑り組が12名いることも特徴的である(うち2名は事務総長も経験)。ただし、高松高裁長官からの横滑りはない。残る5名も前任ポストは事務総長である。他の高裁長官にみられるように、大都市地家裁所長から直接就任した例はない。さらに、17名のうち13名が事務総局局長(うち11名が官房局局長)を経験している。

すなわち、東京高裁長官は局長と高裁長官ないし事務総長の経歴的資源をもつ者が就くべきポストになっている。そして、10名が最高裁判事へと後に進んでいる。

また、出身大学も東大と京大によって独占されている。

#### 【大阪高裁長官】

ところが、矢口によれば「東京高裁長官はそんなに偉いかというと、東京には最高裁がありますからね。高裁長官で一番大事にしてもらえるのは、大阪高裁長官です」<sup>26)</sup>という。

大阪高裁長官就任者14名のうちS級1班が2名、S級2班が4名、S級3班が3名、A級1班が3名、そしてA級2班が2名である。ただ、ここ10年以上、A級からの就任例はない。7名が他の高裁長官から横滑りしている。残る7名のうち2名ずつが司法研修所長と事務総長からの就任者である。あとの3

名は東京、横浜、大阪の地裁所長から昇格している。また、10名が事務総局局長を務めている（うち6名が官房局局長）。つまり、ほぼ東京高裁長官と同様の経歴的資源がなければ就任できないことがうかがえる。その後は7名が最高裁判事に、1名が例外的に東京高裁長官になっている。

出身大学は東大と京大のみならず、中大（小野）がある。

## イ) その他の高裁長官

### 【札幌高裁長官】

S級1班が1名、S級2班が5名、S級3班が1名、A級1班が4名、そしてA級2班が4名である。すなわち、「三冠王ポスト」や判検交流とも縁のない裁判現場たたき上げの裁判官もそこに達している。

就任直前のポストとしては、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸の地裁所長ないしは東京高裁部総括がほとんどである。また事務総局局長経験者はわずか2名と少ない。他の高裁長官からの横滑りはなく、全員が初任の長官である。そしてA級で就いた場合これで「上がり」となり、S級のみが先の東京ないし福岡高裁長官ポストに進むことがある。

その中で特筆すべきは、唯一の女性高裁長官（野田愛子・明大法学部卒<sup>27)</sup>；1924-〔A2・札幌高裁で依願退官〕を出していることである。これまで、最高裁判事には2名の女性が就いている（高橋久子、横尾和子）が、いずれも行政官出身者である。野田は依然として職業裁判官として最高位に達した女性である。

出身大学は東大、京大がやはり圧倒的だが、それ以外の国立大学（九大、東北大、阪大）および私大（明大）がある。

\*本稿脱稿後に発令された最高裁人事（2007年12月17日付）で、札幌高裁長官は大山隆司（A1）から佐藤久夫（S3）に代わった。佐藤は中大卒である。

### 【仙台高裁長官】

15名中S級1班がゼロ、S級2班が5名、S級3班が7名、そしてA級1班が4名である。A級2班はおらず、札幌高裁長官就任者より上の経歴的資源をもつ者が就任している。

就任直前のポストとしては、東京、横浜、千葉、名古屋の地裁所長あるいは東京高裁部総括が目立つ。事務総局局長経験者は6名いるが、官房局局長経験者はいない。他の高裁長官からの横滑り就任もなく、全員が初任の長官である。就任後さらに別の高裁長官・最高裁に異動する者が半数近く（7名）を占める。必ずしも「上がり」ではなく、経歴的資源として意味をもち、いっそうの栄転が期待できるポストといえる。

出身大学は東大、京大がほとんどだが、北大（小林充〔S3・仙台高裁長官で定年退官〕）がある。

### 【名古屋高裁長官】

18名中でS級1班が1名、S級2班が5名、S級3班が4名、A級1班が6名、さらにA級2班が2名である。東京および大阪高裁長官以外の高裁長官からの横滑り組が9名もおり、それ以外の初任の長官9名も事務総長からの昇格者が2名で、残り7名も東京地裁、東京家裁、大阪地裁、神戸地裁の所長から



転じた者である。そこから、高裁長官として東京、大阪に次ぐ序列にあることが推測される。ただし、事務総局局長経験者は6名で、うち官房局局長経験者は3名にとどまる。

その序列の結果として、S級・A級を問わずここで「上がり」となる者が多い。さらに最高裁判事へ至る例はここ20年以上出ていない。その意味で、S級3班ながら事務総長まで上りつめた竹崎が、東京高裁長官を経て最高裁判事へ至るかが注目される。

出身大学はやはり東大、京大で固められているが、東北大（千葉和郎）と金沢大（池田良兼〔A2・広島高裁長官で定年退官〕）がある。

#### 【広島高裁長官】

18名中でS級1班が1名、S級2班が2名、S級3班が5名、A級1班が6名、そしてA級2班が4名である。高松および仙台高裁からの横滑り4名のほかは、東京地裁、大阪地裁、横浜地裁、横浜家裁、千葉地裁の所長ないしは東京高裁部総括からの着任である。S1、S2の計2名が官房局局長を経験している。長官就任後は半数以上が定年退官・依願退官し、残りは東京・大阪・福岡高裁長官へ栄転している。それらを経由して3名の最高裁判事を出している。

出身大学では東大、京大に加えて、早大（加藤義則〔A2・広島高裁長官で依願退官〕）がある。

#### 【高松高裁長官】

15名中でS級1班はゼロ、S級2班が2名、S級3班が3名、A級1班が4名、そしてA級2班が6名である。A級が10名と多数を占める。

全員が初任の長官で、大阪、名古屋、横浜、京都など大都市の地家裁所長ないしは東京高裁部総括からの着任である。事務総局局長経験者は1名のみである。その後は9名が定年退官ないしは依願退官している。他の高裁に栄転した者も最高裁判事には至っていない。高松高裁長官の経歴的資源は最高裁判事就任には価値をもたないとみなされる。

出身大学は東大、京大のほか、熊本大（前田一昭〔A2・高松高裁長官で定年退官〕）と金沢大（上野茂〔A2・高松高裁長官で定年退官〕）がある。

#### 【福岡高裁長官】

17名中S級1班がゼロ、S級2班が6名、S級3班が6名、そしてA級1班が5名となっている。札幌・仙台・広島高裁の長官からの横滑り就任が3名おり、現職の篠原勝美：A1は知的財産高裁（東京高裁の特別支部）所長からの転任である。それ以外は東京地裁、東京家裁、大阪地裁、さいたま地裁などの所長や東京高裁部総括から着任している。事務総局局長経験者は7名で、うち3名が官房局局長の経験者であり、この点で名古屋と類似した傾向がよみとれる。

一方、東京・大阪・名古屋高裁長官への異動が6名（うち2名はその後に最高裁判事）、直接最高裁判事になった者が3名いる。すなわち、高裁長官の位置づけとしては東京、大阪、名古屋に次ぐと考えられる。あるいは合計5名の最高裁判事を出していることから、名古屋をしのぐともみなすことができよう。

出身大学は東大、京大が多いが、それ以外の国立大学（東北大、九大、名古屋大）も3名ある。

表 11 に示した重複就任関係も考え合わせて、8 つの高裁長官ポストに序列をつければ次のようになる。東京>大阪>名古屋・福岡>広島・仙台>札幌>高松。これは言い換えれば、序列下位になるほど A 級出身者が就く者が増え、就任者の司法官僚としての同質性が希釈化されることを意味している。

ただし、出身大学では東大、京大が圧倒的であり、私大はまったくふるわない。中大卒の小野（大阪高裁長官）、明大卒の野田（札幌高裁長官）、そして早大卒の加藤（広島高裁長官）のみである。

## 6 高裁事務局長ポスト

上で検討した高裁長官について、矢口は「その土地の出身者になるわけではない」<sup>28)</sup>と指摘している。確かに、各高裁の歴代長官の経歴を調べてみると、高松高裁長官には生え抜き登用の例<sup>29)</sup>が若干みられるものの、他の高裁長官にはその管内の事情をほとんど知らない者が就いている。これでは、管内の司法行政、とりわけ裁判官の人事異動を取り仕切るとは実質的には困難である。その点で、矢口は高裁事務局長の役割を重視する。

「事務総局では、全国八箇所の高裁の、それぞれの〔人事異動—引用者〕案が出て来ますと、その調整をして……その間、分からないところがあれば、電話で任用課長が高裁の事務局長と連絡して……意見交換をするんです。……高裁の事務局長は人事局の次長のようなものですね。」「そういう異動は、ほとんど高裁でやるのです。高裁の事務局長は、大変です。あれは、地方の「地主」ですからね、「大地主」です（笑）。高裁長官は、地元の人とは限りません。そうすると、その地方のことは知りませんから、高裁の事務局長の独壇場のようなものですね。」<sup>30)</sup>

高裁事務局長も裁判官が就く司法行政ポストである。一方、高裁事務局長は裁判所事務官の出世の最高峰ポストになっている。矢口は、高裁事務局長について「高裁長官よりも、高裁所在地の地家裁所長よりも、事実上の権限を持っているかも知れません」<sup>31)</sup>とまでいう。そこで、次に各高裁事務局長の歴代就任者の経歴的資源を分析して、このポストの位置づけを解明したい。

表12 高裁事務局長の経歴的資源

高裁事務局長 (総数)	経歴的資源									その後の経歴				
	出身大学				級 班 別					当該高裁 所在地の 地裁所長	当該高裁 管内の地 家裁所長	当該高裁 管外の地 家裁所長	当該高裁 部総括	局長：所 長：高裁 長官：最 高裁判事
	東大	京大	国立大	私大	S1	S2	S3	A1	A2					
札幌高裁 (12)	1	0	4	5	0	0	1	7	4	1	3	4	1	0:0:0:0
仙台高裁 (10)	0	0	5	2	0	0	0	4	6	5	6	2	5	0:0:0:0
東京高裁 (12)	9	2	0	0	5	3	4	0	0	1	5	3	6	6:1:4:2
名古屋高裁 (12)	5	1	2	3	0	1	5	3	3	1	4	8	2	1:0:2:0
大阪高裁 (8)	2	5	1	0	0	0	3	4	1	4	4	4	4	2:0:3:0
広島高裁 (11)	4	1	2	2	0	0	1	2	8	5	5	2	4	0:0:0:0
高松高裁 (12)	3	5	0	3	0	0	0	4	8	5	6	6	3	0:0:1:0
福岡高裁 (12)	5	3	1	1	0	0	0	2	10	2	6	4	3	0:0:1:0
(89)	29	17	15	16	5	4	14	26	40					

- \* 「その後の経歴」欄の「局長：所長：高裁長官：最高裁判事」には、事務総局局長：司法研修所長：高裁長官：最高裁判事それぞれの就任者数を示している。同一人物が複数の高裁長官を歴任している場合も高裁長官としては「1」とカウントした。
- \*\* 「その後の経歴」欄の「当該高裁所在地の地裁所長」以外の欄のそれぞれで、同一人物が重複して就任している場合も「1」とカウントした。たとえば、「福岡高裁」と「当該高裁管内の地家裁所長」のクロスするセルに該当する同一人物が、那覇家裁所長、那覇地裁所長、そして福岡家裁所長を歴任しているが、カウントは「1」とした。逆に、同一人物がたとえば、「当該高裁管内の地家裁所長」と「当該高裁管外の地家裁所長」を歴任している場合は、それぞれのセルに「1」ずつを入れた。

表12から歴然とするのは、東京高裁事務局長の別格性である。出身大学が判明している11名すべてが東大・京大であり、S級でそろえている。彼らのその後の経歴は、事務総局局長に6名、司法研修所長に1名、高裁長官に4名、最高裁判事に2名（うち1名は長官=山口繁）が就いている。すなわち、エリートコースの王道に位置づけられている。

それ以外の高裁事務局長では、名古屋の1名をのぞきS級1班とS級2班は就任していない。仙台、高松、福岡ではA級のみが就いている。出身大学では、仙台の5名は東北大であることが目立つ

その後の経歴をみると、仙台、大阪、広島、高松、福岡では各高裁管内の地家裁所長に就く例が多い。高裁管内の「大地主」といってよい。一方、札幌、東京、名古屋ではその色彩は弱まる。東京は前述の事情である。札幌では局長就任者が管内に定着する特徴は認められない。本来の定着地から「紐付き」で赴任しているためであろう。さらに、高裁長官への道となると大阪、名古屋の順となる。しかし、最高裁判事になるのは東京のみである。東京以外の高裁事務局長は、管内のエリートコースに進む経歴的資源になるとみてよからう。

同一人物が高裁事務局長を複数就任する例はない。

## 7 関東・東京と大阪の地(家)裁所長ポスト

ところで、東京家裁所長を務めた矢口は、その格付けについて尋ねられ、次のように応じている。「東京家裁の所長は、次は大体、高裁長官と言いますからね。服部高頭さんだって、東京家裁所長から福岡高裁長官になりました。東京家裁は、特別ですね。東京地裁、大阪地裁、東京家裁、大阪家裁ですかね。」<sup>32)</sup>

矢口自身は東京家裁所長のあと、事務総長を経て東京高裁長官に就いている。これら4地家裁所長に加えて、関東7地裁所長（甲府のみ地・家裁所長；甲府家裁は所長専任庁ではないため、甲府地裁所長が家裁所長を兼務する）の経歴的資源を調べたのが、表13である。

表13 関東・東京と大阪の地(家)裁所長の経歴的資源

地家裁所長 (総数)	経歴的資源											その後の経歴				
	出身大学				級 班 別					局長	事務次 長	地家裁 所長	地家裁 所長	事務 総長	高裁 長官	最高裁 判事
	東大	京大	国立 公立大	私大	S1	S2	S3	A1	A2							
前橋地裁 (20)	12	3	3	0	1	7	4	8	0	7	0	7	7	0	9	3(0)
宇都宮地裁 (20)	15	1	0	2	1	3	7	7	2	4	0	10	8	0	6(1)	2(1)
水戸地裁 (21)	11	3	2	3	1	7	5	7	1	6	0	11	8	0	6	1(0)
千葉地裁 (19)	14	3	0	2	1	5	5	7	1	8	2	9	5	2	14(2)	2(1)
浦和地裁 (18)	9	5	3	1	3	3	1	10	1	4	3	11	5	2	9	4(2)
東京地裁 (16)	13	1	2	0	2	6	4	4	0	8	0	16(1)	0	0	11	3(0)
東京家裁 (16)	6	5	2	3	2	3	6	4	1	4	0	16	1	1	12	3(1)
横浜地裁 (14)	7	3	2	2	2	5	5	2	0	2	0	13	1	0	10	2(0)
甲府地・家裁 (19)	14	1	4	0	4	6	4	4	1	8	1	2	6	2	9	6(3)
合計(163)	101	25	18	13	17	45	41	53	7							
大阪地裁 (13)	4	5	4	0	0	0	1	6	6	0	0	14	0	0	11	0(0)
大阪家裁 (14)	2	7	3	2	0	0	1	5	8	0	0	14	4	0	5	0(0)
総合計(190)	107	37	25	15	17	45	43	64	21							

\* 浦和地裁にはさいたま地裁も含む。

\*\* 「経歴的資源」欄での「局長」とは事務総局局長を意味し、同一人物が複数の局長を経験している場合も「1」とカウントとした。

\*\*\* 「経歴的資源」欄での「地家裁所長」は当該地家裁所長に就任する前に他の地家裁所長に就いていた者の数を示す。また、「その後の経歴」欄での「地家裁所長」は当該地家裁所長就任後に別の地家裁所長に就いた者の数を示す。

\*\*\*\* 「その後の経歴」欄での「高裁長官」で、同一人物が複数の高裁長官を経験している場合も「1」とカウントした。

\*\*\*\*\* 「経歴的資源」の「地家裁所長」の( )、および「その後の経歴」の「高裁長官」の( )は司法研修所長の就任者を内数で示した。

このように、関東・東京の地(家)裁所長はほぼ半数が高裁長官に達している。東京に近づくにつれて(千葉、浦和、横浜)その比率は高まる。東京では格段に高くなる。また、浦和地裁、東京家裁、横浜地裁の各所長は、事務総局局長経験者が少ない割に、高裁長官就任者が多い。局長を経ないで高裁長官に通じる「もう一つの道」になっていよう。

さらに、東京地裁、東京家裁、横浜地裁では横浜の1名をのぞいて初任の所長の例はない。すなわち、他の地家裁所長あるいは司法研修所長としての経験を所長就任の必須の経歴的資源としている。この点から、これらは千葉、浦和より一段高く格付けられているといえる。

興味深いのは甲府地・家裁所長で、就任者19名の中から6名の最高裁判事、うち3名の最高裁長官を輩出している。関東・東京の他の8地(家)裁と比べて、最高裁判事への到達度は飛び抜けている。

表14 関東・東京地(家)裁所長の重複就任関係

(総数)	前橋	宇都宮	水戸	千葉	浦和	東京地裁	東京家裁	横浜	甲府
前橋(20)	—	0	0	2	0	2	0	2	1
宇都宮(20)	0	—	0	1	1	1	0	2	0
水戸(21)	0	0	—	0	2	4	3	0	0
千葉(19)	2	1	0	—	0	4	2	0	2
浦和(18)	0	1	2	0	—	1	4	0	0
東京地裁(16)	2	1	4	4	1	—	1	0	1
東京家裁(16)	0	0	3	2	4	1	—	1	2
横浜(14)	2	2	0	0	0	0	1	—	2
甲府(19)	1	0	0	2	0	1	2	2	—

\* たとえば、「千葉」と「前橋」のクロスするセルでの「2」とは、前橋地裁所長就任後に千葉地裁所長に就任したという意味である。「前橋」と「千葉」のクロスするセルでの「2」でも同じことを示している。

また、関東・東京の地(家)裁所長には重複就任者も多い(表14参照)。この表で明らかなおお、千葉、浦和、横浜各地裁、東京地裁、東京家裁という南関東・東京の所長は、前橋、宇都宮、水戸という北関東および甲府の4地(家)裁所長よりワンランク上に位置づけられている。

これらを勘案すると、関東・東京9地(家)裁の格付けは次のようになる。東京地裁>東京家裁>横浜>千葉・浦和>前橋・宇都宮・水戸・甲府。

一方、矢口は大阪地裁所長・家裁所長も重要とっている。しかし、両者への歴代就任者の経歴的資源をみるとほとんどがA級である。関東・東京の地(家)裁所長とは見劣りがする。大阪地裁所長のあとには必ず高裁長官だが(例外は2名のみ)、そこから最高裁判事になった例はない。大阪家裁所長に至っては、そのポストで半数ちかくが定年退官ないし依願退官している。ただし、東京地裁などと同様に、大阪地裁所長・家裁所長ともに初任の所長の例はなく、すべて他の地家裁所長経験者が就いている。従って、地家裁所長という点では高い位置づけが指摘できる。

## むすびにかえて

司法行政幹部ポストとそれに就く裁判官の経歴的資源の因果関係についての以上の分析から、司法行政幹部ポスト個々の性格が明らかになった。すなわち、同じ事務総局局長でも官房局局长と事件局局长では優劣の格付けがあり、さらにそれぞれの局長ポストごとに「個性」が確認できた。8 ポストある高裁長官をみると、東京高裁長官が特別なのは当然としても、その他 7 ポストも各々に「個性」をもっていた。そして、特定の事務総局局長ポストと高裁長官ポストを歴任することが、最高裁判事への経歴的資源を構成するのである。また、高裁事務局長にも高裁長官に準じた傾向的特徴が認められ、関東・東京の地(家)裁所長では南関東・東京と北関東でやはり優劣の位置づけが検出された。

最後にとりわけ強調したいのは、司法行政の頂点ポストにいけばいくほど就任者の同質性が高まるということである。「血が濃くなる」と比喩的に表現してもよい。それをマトリックスで示したのが表 15 である。

表 15 官房局局长と高裁長官・司法研修所長の重複就任関係

(総数)	人事局長 (9)	総務局長 (12)	経理局長 (9)
東京高裁長官 (17)	ア 4 [3]	エ 2 [2]	キ 6 [3]
大阪高裁長官 (14)	イ 2 [1]	オ 2 [2]	ク 2 [0]
司法研修所長 (12)	ウ 2 [0]	カ 3 [2]	ケ 0 [0]

\* [ ] 内はそのうち最高裁判事に達した数

このように、官房局 3 局長と東京高裁長官、大阪高裁長官、および司法研修所長の就任者は、相互に重なり合っている。出身大学からはじまって共通の経歴的資源をもつ者が事務総局の要職に就き、さらに高裁長官等になって共通の経歴的資源を積み重ねていく。その同質性は就任者間の人的つながりを担保しよう。彼らこそ司法官僚の中核にほかならない。各セルに該当する者の氏名を掲げておく。

ア……矢口洪一 (S1)、大西勝也 (S1)、桜井文夫 (S1)、泉徳治 (S1)

イ……堀籠幸男 (S2)、金築誠志 (S2)

ウ……桜井文夫 (S1)、金築誠志 (S2)

エ……大西勝也 (S1)、金谷利広 (S2)

オ……上田豊三 (S2)、涌井紀夫 (S2)

カ……田宮重男 (S2)、山口繁 (S3)、涌井紀夫 (S2)

キ……大内恒夫 (S2)、草場良八 (S2)、川寄義徳 (S3)、町田顕 (S3)、仁田陸郎 (S1)、竹崎博允 (S3)

ク……原田直郎 (A2)、川寄義徳 (S3)

(下線はのちに最高裁判事、ゴチックは現役裁判官)

そして、この経歴的資源の同質性は彼らの価値観の同質性を予感させるに十分である。これは司法行政面での同質的な政策の継承、ひいては、戦前の司法省以来の司法行政を過大評価する「行政優位」の伝統<sup>33)</sup>を維持するのに寄与していると考えられる。

注

- 1) 司法官僚に関する概括的検討として、私は2005年に『日本司法の逆説』（五月書房）を刊行した。
- 2) この現象はすでに戦前から指摘されており、戦前の司法権独立運動のリーダーであり、最後の大審院判事を務めた丁野暁春（ちょうの・としはる；1896-1990）も、「裁判所の中には必然的に司法省組と裁判所組とができ、裁判所の要職は司法省行政官を経た者によって占められることになる」と言及している。丁野暁春・根本松男・河本喜与之（1985）『司法権独立運動の歴史』法律新聞社、38頁。
- 3) 潮見俊隆（1967）「新司法官僚の形成—学閥の問題を中心に」『法律時報』第39巻第6号、62頁。
- 4) 戦前には、司法省に入って参事官や課長、局長といった幹部として勤務する裁判官たちは「陸上勤務」、「陸」には上がらず裁判所で裁判実務に携わる裁判官たちは「海上勤務」とよばれた。大内兵衛・我妻栄（1965）『日本の裁判制度』岩波新書、186-187頁。
- 5) 守屋克彦（2001）「1970年代の司法官僚制に関する二つの話題」『法と民主主義』第362号、9頁。
- 6) 裁判所法および裁判所職員定員法によれば、裁判官の定員は以下のとおり（実数は非公表）。

官 職 名	定 員
最高裁判所長官・最高裁判所判事	15
高 等 裁 判 所 長 官	8
判 事	1637
判 事 補	950
簡 易 裁 判 所 判 事	806
合 計	3416

- 7) 厳密に言えば、潮見は「局付判事補→二—三年の地方勤務（すぐに東京によびもどす口実をつくるために、北海道がおおい）→局課長、最高裁調査官、司法研修所教官というコースが局付判事補の定型コースとなっている。この定型コースを歩んでいくのが局付判事補の大部分であるが、右の極と左の極に例外的な少数のひとたちがいる。右の極にいたるのは、任地も東京とか横浜を往復して地方にはでないごく少数のひとたちで、成績プラス閹閥の線にのっているひとたちがおおいようである。反対に左の極にいたるのは、局付判事補としての勤務評定に落第して出世コースからはずされた少数のひとたちで、これらのひとは地方にやられて、ふたたび事務総局にもどってくることはない」と指摘し、司法官僚のメインストリームに加え二つのカテゴリーを設定している。潮見俊隆「裁判官」同編（1966）『岩波講座 現代法6 現代の法律家』岩波書店、84頁。

- 8) 潮見の調査時点では 8 名いる高裁長官のうち 1 名しか司法官僚のカテゴリーに入っていない。その理由について潮見は「事務総局の歴史が二〇年たらずで、現在これらの地位にあるものは事務総局の局長、課長、局付になる機会がほとんどあたえられなかったことによっている」（潮見、1967、62 頁）と説明している。この説を事務総局設置から 60 年が経過した今日に当てはめれば、高裁長官も表 1 のような経歴的資源を蓄積した者が就任すると仮定してよからう。
- 9) 先行研究として、塚原英治（2000）「最高裁とは誰か 第 2 回 事務総局の主要官僚たち」『月刊司法改革』第 12 号がある。
- 10) C. O. E. オーラル政策研究プロジェクト（2004）『矢口洪一オーラル・ヒストリー』政策研究大学院大学。
- 11) 多変量解析手法を用いて、わが国の裁判官のキャリアパス分析を行ったラムザイヤーとラスムセンは、裁判官の初任ポスト就任にはその出身大学がどこであるかが影響すると指摘する。一方、その後の経歴と出身大学の間には有意な関係は見出され得ないとし、出身大学は新人裁判官の能力を判断する「代用値的情報」でしかないと論じている。J. M. ラムザイヤー、E. B. ラスムセン、河野勝訳（1998）「日本における司法の独立を検証する」『レヴアイアサン』第 22 号、136 頁。とはいえ、表 5 で示したとおり、高裁長官、事務総局局長、司法研修所長および地家裁所長の歴代就任者でみた場合、東大卒・京大卒が他を圧倒している。
- 12) 日本裁判官ネットワークシンポジウム「キャリア裁判官を考える」（2000）『判例時報』第 1707 号、5 頁。同シンポジウムにおける井垣康弘（当時、神戸家裁判事）の報告。井垣によれば、ある若手を「できる」と判定した裁判官教官や部総括判事は、その者の保証人的立場に立つことになり、またその選別の良し悪しで彼らの行政手腕が評価されるという。
- 13) C. O. E. オーラル政策研究プロジェクト（2004）223-224 頁。
- 14) 同上、191-192 頁。
- 15) 同上、193 頁。
- 16) 石川義夫（2006）『思い出すまま』れんが書房新社、196 頁。
- 17) C. O. E. オーラル政策研究プロジェクト（2004）100 頁。
- 18) 同上、151 頁。
- 19) 1959 年 4 月から 4 年間、最高裁調査官を務めた倉田卓次（A1・東京高裁部総括で依願退官）は「訟廷部付判事補も、事実上調査官的な仕事をしていた」と述べている。倉田卓次（1993）『続裁判官の戦後史』悠々社、67 頁。
- 20) たとえば、『犬になれなかった裁判官』（NHK 出版、2001 年）の筆者・安倍晴彦の場合、浦和地家裁川越支部→静岡地家裁浜松支部→浦和地家裁川越支部→東京地家裁八王子支部→定年退官と「支部めぐり」で、ついに裁判長になることはなかった。
- 21) 具体的には、次の 11 ポストである。前橋、宇都宮、水戸、千葉、浦和（さいたま）および横浜の各地裁所長と甲府地・家裁所長、東京と大阪それぞれの地裁所長と家裁所長。



- 22) 典拠資料は、日本民主法律家協会司法制度委員会編（2004）『全裁判官経歴総覧 第四版 期別異動一覧編』公人社、秦郁彦編（2001）『日本官僚制総合事典 1868-2000』東大出版会、『官報情報検索サービス』（<https://search.npb.go.jp/>）、および『G-Search データベースサービス』（<http://db.g-search.or.jp/>）である。
- 23) C. O. E. オーラル政策研究プロジェクト（2004）190頁。
- 24) 前任者の園尾は総務局長のあと宇都宮地裁所長となり、高裁長官の待機ポストにいた。ところが、2007年11月21日、東京高裁から嚴重注意処分を受けた。同年2月に、園尾が破産事件の審尋に正規の裁判官3人とは別に出席し、債務者に質問していたことが明るみに出たためである。所長が、所属裁判官の個々の事件の審理にかかわることは、憲法の定める裁判官の独立に抵触する軽率な行為と言わざるを得ない。そして、2007年12月17日付の最高裁人事で静岡地裁所長に異動した。園尾以前の19名の歴代宇都宮地裁所長のその後のポストは、高裁長官もしくは東京高裁部総括、または依願退官がほとんどである。その意味で、静岡地裁所長はきわめて異例であり、事実上の左遷人事ではないかと考えられる。
- 25) 最高裁裁判官15名（最高裁長官1名と最高裁判事14名）の構成は、慣例としてほぼ次のような出身枠で固定されている。職業裁判官枠6、弁護士枠4、検察官枠2、行政官枠2、学者枠1。ただし、裁判所法第41条により、少なくとも10名は高裁長官または判事を10年以上務めた者か、判事・検察官・弁護士・大学の法律学の教授などの職歴が通算して20年以上の者から任命されなければならないとされている。
- 26) C. O. E. オーラル政策研究プロジェクト（2004）209頁。
- 27) 明治大学は、女性初の高裁長官となった野田のほか、女性初の判事（名古屋地裁）となりさらに女性初の家裁所長（新潟家裁）となった三淵嘉子（1938年法科卒；1914-1984）、女性初の司法研修所教官から女性初の地裁所長（徳島地・家裁）となった寺沢光子（1950年法学部卒；1926-2001）と、輝かしい女性法曹を輩出している。「日本を席捲！明大女性パワーを見よ」『週刊現代』1983年6月25日、38-40頁。
- 28) C. O. E. オーラル政策研究プロジェクト（2004）208頁。
- 29) 最近では、田尾健二郎（A2・現広島高裁長官）は香川県出身で司法修習地が高松、任官後は高知地家裁や高松高裁に勤務し、1988年4月から1993年5月まで、高松高裁事務局局長を務め、高松高裁長官となったあと現職に就いている。
- 30) C. O. E. オーラル政策研究プロジェクト（2004）191-192頁。
- 31) 同上、209頁。
- 32) 同上、241頁。
- 33) 人事局長を8年ちかく（1950年8月-1958年6月）務め、最後は司法研修所長（1964年11月-1970年9月）となった鈴木忠一は、東京高裁部総括在職中に「筆者個人の意見」として次のように書いた。「司法省以来、最高裁判所になっても、院長・高裁長官・所長・事務総局要員等には特別の「行

明治大学社会科学研究所紀要

政的手腕」が必要であるかの如く言われ而も自他共に之を怪しまないのは、司法行政を過大視し結果的には無意識的にせよ「行政優位」の考えに支配されていることになりはしまいか。」鈴木忠一（1963）「わが国司法の現状と問題点」『ジュリスト』第 265 号、12 頁。その後も司法官僚の純粹培養が続けられた結果、この鈴木懸念は的中した。

(にしかわ しんいち)